

# 公益法人制度の適正な運営の推進 ロジックモデル

**事業の目的：**公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。

| インプット   | アクティビティ  | アウトプット   | アウトカム  | インパクト                                   |
|---|--|--|--|---|
| 予算額<br><b>【29年度】363</b><br><b>【28年度】117</b><br>(単位:百万円) | <ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人制度に基づく法人からの申請等に係る審査・諮問、委員会答申に基づく認定等</li> <li>公益法人等に対する適切な監督の実施</li> <li>公益法人等に対する公益法人制度の周知・広報</li> <li>公益認定等総合情報システム(※)の管理・運営等</li> <li>※申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人からの申請等に基づく認定等</li> <li>毎年度の事業計画・事業報告等のチェック。定期立入検査や、報告要求等の監督措置の実施</li> <li>相談会・セミナー等の実施、HPの充実、メールマガジンの配信等</li> <li>公益認定等総合情報システムの改修</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>【初期】</b><br/>法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保</li> <li><b>【中期】</b><br/>平成31年度までに公益認定等総合情報システムを改修、その満足度を向上</li> <li><b>【長期】</b><br/>健全な公益法人数の増加</li> </ul> | 「民による公益の増進」の推進                          |
| 公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費                                   | 監督のうち立入検査については、「立入検査の考え方」(H21.12.24内閣府決定)により定期的実施  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公益認定処分件数</li> <li>立入検査・報告要求等の監督措置の実施件数</li> <li>相談会、セミナー等の実施件数、メールマガジンの登録者数 等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人数の推移、勧告・命令・認定取消し等の監督措置を実施した法人数の推移 等</li> <li>電子申請率の推移、公益認定等総合情報システムの利用者アンケートの満足度回答</li> </ul>   | 「公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」が公益法人認定法に規定する目的 |

## 手段と目標の因果関係に関する検討の結果

・公益法人の認定を受けることにより、社会的信頼が得られ、税制上の優遇措置等を楽しむことができる。これにより、民間法人である公益法人の公益目的事業の推進が期待される。 「民による公益の増進」の推進のため、公益法人制度の適切な運用が求められる。

## 【1】課題把握・目標設定

今般の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることに鑑み、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する公益法人認定法が制定されたところ。そのなかで、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等が定められている。

公益法人認定法の規定に基づく公益法人の認定・監督や、公益法人制度の周知・広報、公益認定等総合情報システム<sup>※</sup>の管理・運営など、公益法人制度の運用を適切に実施することにより、「民による公益の増進」の推進を図る。

※ 申請者による書類の提出や、行政庁における業務処理をオンラインで実施することを可能としたシステム

## 【2】政策手段の比較・検討

「民による公益の増進」のためには、公益目的事業を行う一般法人を認定・監督するという公益法人制度の運用の他に、民間における個別の公益活動に対し助成を行うという手段や、当該活動を行うに当たって障壁となる規制を緩和するという手段等が考えられる。

このうち、公益法人制度は、様々な種類の公益目的事業を行う法人に対し同一の制度の下で認定し、法人としてのガバナンス上の問題点はないか等の観点で監督するものである。一方で、助成や規制緩和等の手段では、個別の事業分野等に着目して行われるものであり、それぞれの助成や規制の範囲内で行政によるチェックが行われることが通例である。

## 【3】手段と目標の因果関係の検討

「民による公益の増進」のためには、助成や規制緩和といった政策手段による方法も有効ではあるが、一方で、その主体となる法人が事業の適正な運営を行っているかについて、共通の基準の下で、法人のガバナンスの観点等から認定・監督を行うことも必要と考えられる。

公益認定を受けた法人は、その名称に「公益社団法人」又は「公益財団法人」の文字が含まれる等、社会的な信用を得られ、税制上の優遇措置等を受けることができ、これにより、「民による公益の増進」が期待される。

## 【4】効果の測定

これまでの取組により、「民による公益の増進」を担う公益法人の数は年々増加しているところ。認定を行った公益法人に対しては、立入検査等の実施や公益

部局名：公益認定等委員会事務局  
EBPM 対象事業名：公益法人制度の適正な運営の推進

法人制度の周知・広報を行うことにより、公益法人における制度の適切な理解を促し、公益法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図っている。

また、公益認定等総合情報システムについては、電子申請の利用者から「使いにくい」との問合せが多くなっている等の様々な問題点が生じており、利便性の向上を目指した改修を進めているところ。

上記を踏まえ、「民による公益の増進」に資するよう、引き続き、制度の適正な運営の推進に努めていく。